

公 共 政 策 大 学 院

講 義 要 綱

平 成 20 年 度
(2008 年度)

東北大学法学研究科
公 共 政 策 大 学 院

公共政策大学院

授業科目一覧

平成20年度 公共政策大学院授業科目一覧

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 公共政策ワークショップ I							
プロジェクトA	12	海野	通年	M1	3コマ		1
プロジェクトB	12	苦瀬	通年	M1	3コマ		3
プロジェクトC	12	大西	通年	M1	3コマ		6
プロジェクトD	12	牧原	通年	M1	3コマ		8
(2) 公共政策ワークショップ II							
政策モジュール I ～VI	12		通年	M2	3コマ		11
(3) コア・カリキュラム							
現代の行政法制とその横断的検討	4	仲野	前期	M1, 2	2コマ		12
国際社会と各国法秩序	4	植木	後期	M1, 2	2コマ		13
租税制度と政策税制の課題	4	澁谷	前期	M1, 2	2コマ		14
国際社会の変容とグローバル・イシュー	4	戸澤	後期	M1, 2	2コマ		17
経済学理論	4	鴨池	前期	M1, 2	2コマ		19
財政学	2	只友	*	M1, 2	*		21
リスク社会の科学と政策	4	坪野	前期	M1, 2	2コマ		23
(4) 公共法政策通論							
公共法政策通論 I	4	澁谷	通年	M1, 2	隔週2コマ		25
(5) リサーチ・メソッド							
政策調査の技法	2	坪野、牧原、戸澤、金谷	*	M1	*		27
(6) 政策体系論							
政策体系論 政策実務A (医療政策体系論)	2	生田、坪野	前期	M1, 2	隔週2コマ		29
政策体系論 政策実務B (地方自治政策体系論)	4	原田	前期	M1, 2	2コマ		30
(7) 展開科目							
地域社会と公共政策	4	佐分利、原田	前期	M1, 2	2コマ		32
政策評価の技法演習	2	森田	前期	M1, 2	1コマ	学部・研究大学院と合同	34
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	35
実務労働法 I	2	水町	*	M1, 2	*	法科大学院と合同	36
実務労働法 II	2	原	後期	M1, 2	隔週2コマ	法科大学院と合同	38
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	40
経済法実務	2	滝澤、鈴木	後期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	42
経済法理論	2	滝澤	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	44
環境法 I	2	苦瀬	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	46
環境法 II	2	大塚	*	M1, 2	*	法科大学院と合同	48
トランスナショナル情報法	2	芹澤、早川	後期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	49
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	51
現代政治分析 I	2	川人	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	53
比較政治学 I	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	54
比較政治学 II	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	55
ヨーロッパ政治史	4	平田	通年	M1, 2	隔週2コマ	学部・研究大学院と合同	56
西洋政治思想史	4	柳父	通年	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	57

注：＊は集中講義である。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

担当教員：海野 洋、戸澤 英典

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

農業を軸とする地域振興策について

＜目 的＞

現在我が国は、グローバル化の一層進展する中であって、人口の減少局面を迎えるなど大きな社会構造の変革期に立っている。農村地域においては、農地の減少や耕作放棄地の増加、経営規模拡大の停滞、農業従事者の高齢化・後継者不足が進んでおり、WTO交渉・FTA交渉により更なる市場開放が予測される状況の中で、農業・農村の役割（国民への食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全など多面的な機能）をどう発揮させていくかが大きな課題となってきた。

特に米作を中心とする農業のウエートが大きい東北においては、今後の我が国の姿を見通しながら、農村を再構築し活性化していくことが、地域振興の面からも避けて通れない課題となっている。

もとより、各地で様々な先進的な試みが振興策として行われているが、それは地域の特性等に応じて、農業それ自体に対するもの（例えば、環境・安全を重視した付加価値型、国際化をも念頭に置いた低コスト型・輸出指向型、エネルギー関連指向型）から、周辺関連分野を含めたもの（例えば、産地直売型、観光等とのタイアップ型、加工部門指向型）まで多様なものとなっている。これらの振興策を具体的に分析し、今後の可能性について評価しつつ、更なる展開のために必要とされる方策を提示することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

概ね、以下のように進める。ただし、具体的な方法は参加者自身で考えるものとする。

1 農業・農村を取り巻く現状の把握

まず、我が国の食料・農業・農村の現状、これに関連して世界の食糧事情等を、更には現在展開されている関係政策やその背後にある国際的な取り決め等の基礎的事項を文献等により把握する。

2 現状を踏まえた上での課題の整理

東北の農村がおかれている現状を踏まえ、これに対応して(全国)各地で先行的に行われている試み(振興策)を、地域特性や実施に至る経緯などに十分留意しながら、調査（農業者、地域住民、行政関係者、消費者に対するヒヤリング等）を実施し、評価する。

その上で、（必要に応じて絞り込みを加えながら）それぞれが抱えている制度的、或い

は具体的問題点を整理する。

3 政策提案の作成

2で整理した問題点について、各地での試みを更に発展させ、或いは水平方向で展開していくために、具体的で実行可能な政策提案として纏めていく。

<教科書・教材>

ワークショップを進める中で、適宜指示する。

なお、我が国の農業に関しては、現状を理解するには、農林水産省／食料・農業・農村白書（平成19年度版）が、戦後の推移を概観するには、岸康彦／食と農の戦後史(日本経済社，1996)が参考となる。

<成績評価の方法>

このワークショップにおける各学生の日常的な活動状況（取組姿勢や全体への貢献度を含む）を中心とするが、中間及び最終報告書の内容を含めて総合的に評価する。

<その他>

このワークショップは、一年間を通じて集団で行われるものである。従って、実行可能な具体的政策提言を取り纏め、分かりやすく発表する能力はもとより、作業工程（分担の決定を含む）を的確に管理し、確実に実施していく能力を養成することもねらいとしている。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）

担当教員：苦瀬 雅仁、坪野 吉孝

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

地方公共団体の環境マネジメントの今後のあり方について

＜目 的＞

地球温暖化問題をはじめとする各種の環境問題の解決のための施策を政府や地方公共団体が行うに際しては、施策を推進する行政主体自らがまず環境負荷低減のための十分な取組を行う必要がある。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を排出部門別に見ると、「民生（業務その他）」部門（事務所ビル、卸・小売業、飲食店、ホテル・旅館、学校・試験研究機関、病院・診療所など）の排出量と排出割合が増加しており、この部門における対策が喫緊の課題となっているところであるが、同部門の主要な排出者でもある地方公共団体は、同部門の排出削減を社会全体に拡大していくためにも取組を強化する必要がある。

地方公共団体自らの環境負荷削減のためには、かつては第一次環境基本計画を受けた率先実行行動計画として、またその後現在の地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画として、既に多くの団体が計画を策定し取組を進めており、さらにその具体的な実施の確保のために、多くの団体が環境マネジメントシステムを導入している。それらの中には ISO14001 の認証を受けている例も多いが、例えば仙台市において ISO14001 の認証取得を止め、新たに独自の環境マネジメントシステムである新・仙台市環境行動計画による取組を進めるなど、新たな取組を進める動きも見られる。

本ワークショップでは、これらの状況を踏まえて、環境マネジメントシステムを中心に、地方公共団体自らが発生する環境負荷低減のための取組に関して、仙台市等の地方公共団体における現状と課題を分析し、仙台市（ないしより広く地方公共団体）における環境マネジメントシステム等の環境負荷低減のための取組の今後のあり方について検討を行い、政策提言の形でまとめることとし、これによって、政策の企画立案に関する能力を習得することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

概ね以下の順で進めることを想定しているが、具体的な内容及び進め方については、参加者がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する必要がある。また、末尾記載のその他に言及した各種の能力の養成を意識しつつ授業を進めることとし、必要に応じてそれらの養成を狙いとした基礎的な指導を加えて進めていくこととする。

（１）地方公共団体の環境マネジメントに関する現状把握

環境マネジメントシステムに関する制度の現状、地方公共団体の環境マネジメントシステムの導入状況や環境負荷低減の取組の現状を概観するとともに、特に仙台市の環境負荷の削減に向けた取組（取組全体のマネジメントを含む。）についての現状を把握する。

（２）現状の把握を踏まえた分析と問題点の抽出

（１）の現状把握を踏まえて、現状の問題点（事実としてもっと改善が必要なところは何か、改善の余地があるところは何か）を抽出する。

例えば、環境負荷に関して問題（環境負荷が大きい、増加している、低減が不十分といった）があるとすればどの点か、環境負荷の個別の状況把握が十分できているか、環境負荷の発生や増減の要因が把握できているか、問題点があったときに改善の取組が適切に行われているか、などの観点から、現状の問題点を抽出する。

（３）問題点を解決する上で現行の制度等が抱える課題の抽出

（２）の問題点の要因を分析し、それらを解決する上で必要な現行の取組（制度等）の課題を抽出する。

（４）課題の解決方策の検討と政策提言

（３）で提示した課題の解決方策として、効果的かつ実行可能な政策を提言する。

<教科書・教材>

環境法第２版（大塚直著）、環境六法、環境白書平成１９年版、第三次環境基本計画
環境省ホームページ、仙台市ホームページ 等

そのほか、ワークショップを進めていく過程で、必要な教材を適宜紹介する。

（情報検索手法についても早期に習得し、学生自らも必要な情報、新しい情報を自ら発見して行くこととなるよう、授業を行う上で留意する。）

<成績評価の方法>

- ① グループの一員として役割を適切に果たしている度合い（取組姿勢やグループに対する貢献度を含む。）
 - ② ワークショップの中間発表及び最終報告の内容（これに関するプレゼンテーションを含む。）
- を総合的に評価して行う。

<その他>

このワークショップでは、現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力に加えて、ワークショップの会議や共同作業を的確に遂行する能力、作業スケジュールを

的確に管理する能力、情報検索の手法・調査（ヒアリング、アンケート等含む）の手法・検討の手法に関する基本的な能力、分かりやすく正確な文書を作成する能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力などを養成することを目指す。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

担当教員：大西 仁、ほか1名

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

東アジアにおける諸国民間の相互信頼関係の強化のための政策提言：

日中・日韓関係を中心に（仮題）

＜目的と背景＞

目的：東アジア地域において諸国民間の強固な相互信頼関係を築くために何をなすべきか、特に日中間、日韓間に焦点を当てて、政策提案を作成することを主目的とする。

背景：東アジア地域は、近年、世界において大きな経済・政治的存在になりつつあるばかりでなく、域内の諸国民間の社会経済的相互依存関係もかつてないほどに強まっている。ところが一方において、朝鮮半島や中台関係をはじめとする安全保障上の重要問題が依然として未解決であり、また、環境破壊の深刻化など新たな問題も生じている。そこで、東アジア地域に平和で公正で安全な秩序を確立するためには、以下に述べるように、少なくとも4つのレベルで様々な主要課題を克服していかなければならないと考えられる。

① グローバル・レベル

グローバル・レベルの主要問題で東アジアの秩序形成・維持に深く関係する問題（eg. 環境問題、「テロとの戦い」、国際金融秩序の不安定化）を解決する。

② 地域レベル

東アジア地域に紛争解決・予防、経済協力等のための地域枠組みを構築する。

③ 国家—国家間（state-to-state）レベル

二国間関係の改善・安定化を実現する。

④ 国民—国民（people-to-people）レベル

諸国民間の相互信頼を醸成する。

本ワークショップは、上記の中、④のレベルを主要な対象として扱うが、④のレベルの動向は、①、②、③のレベルの動向と相互に密接な関係を有するので、①、②、③のレベルの問題にも常に関心を払うことになる。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、概ね以下のように進める予定であるが、詳細については、ワークショップを進めながら、確定していくものとする。

1. 現代日中関係史、日韓関係史全般の把握とケース・スタディー

まず、概説書などを手掛かりにして、極く簡単に、日韓国交正常化、日中国交正常化以後の日韓間、日中間の関係史を大雑把に概観する。

次に、少人数のグループに分かれて、それぞれのグループが上記の期間において日韓間、日中間に生じた重要な紛争の中から1つを採り上げて、そこでなぜ、どのような紛争が生じて、そこで政府、民間団体、世論などがどのように関わって、その紛争がどのように展開していったか、について報告する。

2. 政策提案作成

参加者全員で、現在、日中間、日韓間で生じている重要な問題を一つ選び、その問題の解決のために、主として、市民・民間レベルでどのようなことをなすべきか、について提案を作成する。

<教科書・教材>

追って指示する。

<成績評価の方法>

ワークショップへの取り組みの姿勢を含む各参加者の活動状況、グループへの貢献度、成果物の内容、プレゼンテーションの出来等を総合的に評価する。

<その他>

7月頃に、韓国・国民大学の学生を迎えての合宿を行う予定である。(変更があり得る)
また、韓国・国民大学(ソウル)や中国・清華大学(北京)を訪問して、先方の学生とのディスカッションを行うことも計画しているが、実現できるかどうか未だ確定していない。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

担当教員：牧原 出

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

現代の大都市行政におけるコミュニティ支援政策の再検討

＜目 的＞

日本の都市行政において「コミュニティ」を銘打った支援政策は1960年代より登場し、公民館の充実など一定の成果を各地でおさめた。だが、伝統的な地域コミュニティである町内会をも含めるならば、その淵源は戦前、少なくとも戦後の占領終結後にさかのぼり、事実上の行政の下請け機関として防犯、清掃、市政だより等の配付、行事の実行など様々な役割を果たして現在に至っている。さらに、近年新しい社会問題に対応するゆるやかな組織として、NPOが群生し始め、これに対する支援策も各自治体で講じられている。しかしながら現在、伝統的コミュニティの担い手の高齢化、NPOのさらなる活性化、地方財政の逼迫によるコミュニティ支援予算の縮小などによって、コミュニティと行政の関係は再構築を迫られている。その一例が、公民館に代表されるコミュニティ関連施設の再検討であり、政令指定都市では、名古屋市、福岡市、北九州市、さいたま市などで改革が進んでいる。

さらに、1990年代以降の地方分権改革の中で、地方自治体が国と対等の政府と位置づけられたことによって、その自治の実質が問われ始めた。一つには、平成の市町村合併の推進の中で、府県の役割が新たに問われ、第27次以降の地方制度調査会は、政令指定都市制度・中核市制度のあり方を再検討し、いくつかの新しい提言を打ち出している。二つには、旧来の自治体を合併して成立した自治体においては、地域自治区・合併特別区などの地域自治組織を設置して、住民に身近な総合行政の担い手としての基礎自治体を再構築する動きが進みつつある。これらの多くは、合併前の市町村単位で設置されており、その活動も充分とは言えないが、条例等により地域自治組織を設置している自治体では、住民のイニシアチブで小学校区・中学校区単位で地域の課題を解決しようとする気運が生じている。こうした趨勢は一部の中核市ではすでに進行しており、政令指定都市においても、区より下位レベルの自治組織の構想を促している。特に後者の場合、行政区制度及びそれと密接に結びついた町内会などの旧来のコミュニティ組織もまた、再検討の対象とならざるを得ないであろう。

以上の趨勢の下で、仙台市は、2008年1月の「コミュニティビジョン検討委員会最終報告」を受けて、2007年度中に「コミュニティビジョン」を作成し、本庁・区役所の双方のレベルで、新しいコミュニティ支援政策を打ち出すこととなった。政令指定都市移行の1989年からほぼ20年が経過した仙台市では、指定都市移行とともに設置された行政区もまた転機にさしかかっている。とりわけ、中心部の位置する青葉区と、かつては泉市であっ

た泉区を別にすれば、若林区・宮城野区・太白区はいずれも区としての特徴を明確に打ち出しえないまま、今日を迎えている。そこでは、伝統的なコミュニティの役割が大きいにもかかわらず、それらの多くは体力を減耗させており、従来のコミュニティ支援政策の実効性は、今後確実に低下するものと予想されている。さらに、コミュニティビジョン検討委員会は、公民館の生涯教育機能のみならず住民の相互交流機能をも併せ持つ市民センターの活性化を提言しており、その扱いもまた今後の課題となっている。

本ワークショップでは、以上の状況を全国レベルで再検討した上で、仙台市をフィールドにして、各区の状況を徹底して調査し、市のコミュニティ支援政策について、市役所レベルの方策についての提言と、区レベルの事業に対する提言の双方を行うことを課題とする。さらに、余裕があれば、大都市制度に関する法令改正を視野に入れて、国レベルの提言を行うことをも目標としたい。

＜授業内容・方法＞

概ね以下の順で進めることを想定しているが、具体的な内容及び進め方については、参加者がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する。

(1) 政令指定都市・中核市におけるコミュニティ支援政策の現状分析

全国の政令指定都市・中核市のコミュニティ支援政策について、その背景事情も含めて悉皆調査を行う。まず、政令指定都市制度および中核市制度について文献を通じて制度創設の背景を含めた内容を把握し、その上で、各自治体への文献調査・ヒヤリングを含めたアンケート調査を実施し、現状の把握に努める。

(2) 仙台市におけるコミュニティ支援政策のフィールド・ワーク

(1)の調査を前提に、「コミュニティビジョン」を受けた仙台市におけるコミュニティ支援政策について、一方で市レベルの事業を検討し、他方で区が従来から推進してきた独自の取組と今後の新規事業とについて、主として若林区・宮城野区をフィールドに、関係者へのヒヤリングを含めた調査を徹底的に行う。各区の特性は何か、これまでの施策に問題があったとすれば何が原因なのか、新規の事業を住民はどう受けとめているか、その実効性をどう予測するか等につき調査する。

(3) 当該問題点の解決方策としての政策提言

(2)で提示した問題点の解決策として、実効性のある政策を区・市の双方に対して提言する。なお、可能であれば現行法令の改正案の骨子を提示することまで目指したい。

＜教科書・教材＞

ワークショップを進めていく過程で、必要な文献を適宜指示するが、ワークショップの前提となる改革動向についての基礎文献として、西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年を挙げておく。

＜成績評価の方法＞

グループの一員として分担する役割を果たす際の各学生の活動状況（取組姿勢やグルー

プに対する貢献度を含む）及びワークショップ最終報告書の内容（これに関するプレゼンテーションの内容を含む）を総合的に評価して行う。

＜その他＞

このワークショップでは、何よりも住民自治の現場の諸問題を総合的に把握する能力を育成することが目的である。一方で、多角的な現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力を研磨することを目指す。他方で、集団作業の基礎として必要な作業スケジュールを的確に管理する能力、分かりやすく正確な文書を作成する能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力、有意義なヒヤリング調査を行う能力などを身につけることをも、ねらいとする。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

開講学期：通年

週授業回数：3回

＜目 的＞

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

＜授業内容・方法＞

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップⅠ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。なお、3月に最終報告会を行う予定である。

「公共政策ワークショップⅠ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップⅠ」とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

＜教科書・教材＞

ワークショップの進め方については、『2008年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

＜成績評価の方法＞

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果を下に成績を評定する。

授業科目：現代の行政法制とその横断的検討（４単位）

担当教員：仲野 武志

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

＜目 的＞

国会答弁の形で示される政府の法令解釈にはどのようなものがあるか、実際の例に触れ、繰り返し問題とされてきた論点は何か、どのように分類することが可能かを考える。

＜授業内容・方法＞

手始めに、最近の国会における質問主意書に対する答弁書を通覧し、大体のイメージをつかむ。次いで、会議録検索システムから、どのようにすれば法律問題に関する答弁を引き出せるか、試行錯誤を重ねてもらう。

＜教科書・教材＞

国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

衆議院〔質問答弁〕 (http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shitsumon.htm)

等々

この外、購入する必要はないが、山内一夫編『政府の憲法解釈』（有信堂）、浅野一郎他監修『憲法答弁集』（信山社）、前田哲男他編『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂）

＜成績評価の方法＞

平常点による。

＜その他＞

初回（片平）は説明会に充てる。第二回以降はマルチメディア棟（川内）で開講。

授業科目：国際社会と各国法秩序（4単位）

担当教員：植木 俊哉

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

＜目 的＞

グローバル化が社会のあらゆる面で進行し国際社会と国内社会が密接不可分に連関し相互浸透が進む現代において、国際法と国内法という従来の伝統的な二元的枠組を前提とした考察では、国際社会の現実を踏まえた的確な分析が困難な課題が増えつつある。本授業は、以上のような問題認識を前提として、国際社会における法としての国際法と各国の国内法秩序との相互関係を常に意識しつつ、現代の国際社会を規律する法秩序の全体像を正確に把握し、国際的な視野からの政策提言を行う専門的能力を涵養することをその目的とする。

＜授業内容・方法＞

国際社会における具体的な紛争や事件、事例等を取り上げ、これを国際法及び国内法の相互の視点を踏まえつつ、法的視座から分析・検討を行い、紛争処理の方法や事件解決へ向けた手続及び法制度等を総合的に検討する。授業で取り上げる具体的に事例等については、可能な限り広く社会の関心を集めた現代的な諸問題を取り上げることにしたい。

＜教科書・教材＞

参考にすべき資料等は、授業の中で指示し、必要に応じて関係の資料や判決、文献等はこちらで配布する。以下は、参考書として掲げるが、最初に掲げた『国際条約集』は毎回授業の中で使用するので、必ず購入すること。

- ・奥脇直也編集代表『国際条約集2008年版』（有斐閣、2008年）
- ・中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』（有斐閣アルマ、2006年）
- ・植木俊哉編『ブリッジブック国際法』（信山社、2003年）
- ・山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリスト156号（有斐閣、2001年）
- ・松井芳郎編集代表『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）

＜成績評価の方法＞

- ① 通常の授業の中での質疑応答及び討議における参加状況及びその内容、②学期末に行う筆記試験、を総合的に評価して成績評価を行う。

＜その他＞

特になし。

授業科目：租税制度と政策税制の課題（４単位）

担当教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

＜目 的＞

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。それに対して、政策税制とは、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制を手段として用いることをいう。税制についての個別的知識よりも、この租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、この授業の最終的な目標である。

＜授業内容・方法＞

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は２部に分かれる。第１部の租税制度総論においては、租税制度の基礎を学び、租税政策上の今日的課題について議論を行う。第２部の政策税制各論においては、国家の様々な政策問題に対する手段として税制が用いられていることを知り、その目的・効果について議論を行う。第２部は、実務家教員の協力を得てオムニバス形式を取り入れて行う。その上で、各政策税制が租税制度の理念とどのように調和または対立するのかを検討する。授業は、次の順序で進める。

第１部 租税制度総論

イントロダクション：租税の意義、種類、機能、及び根拠について、その概略を理解する。

税制の基本原則：税制の基本原則としてどのような考え方があるか、また近年よく言

及されている「公平」「中立」「簡素」とはいかなる意味であるかを学ぶ。

近年の税制改革：日本及び各国における最近の税制改革の動向を学び、税制の今日的
問題点を理解する。

個人所得課税：個人所得課税の全体構造、課税単位、譲渡所得課税について学習する。

企業課税：法人税制の基礎と、新型企業組織に対する課税上の問題点を学ぶ。

消費課税：付加価値税の仕組みについて学習する。

資産課税：相続税及び固定資産税の基礎を学ぶ。

地方税と地方財政：地方税の体系及び地方財政の現状について学習する。参考文献と
して、神野直彦＝自治・分権ジャーナリストの会編『課税分権』（日本評論社、2001）。

租税行政：租税行政組織と租税行政の現状について学習する。

租税特別措置：租税特別措置の意義と機能について学習する。これは、第2部のイン
トロダクションとしての意味を持つ。参考文献として、和田八束『租税特別措置—歴史
と構造—』（有斐閣、2001）。

第2部 政策税制各論

金融・証券制度と税制：二元的所得税の考え方と、最近の金融・証券税制の改革につ
いて学習する。参考文献として、税制調査会『金融所得課税の一体化についての基本的
考え方』（2004年6月15日）、中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』（有斐閣、1999）、
『金融資産収益の課税』日税研論集41号（1999）。

中小企業税制：中小企業に関する税制上の諸問題について学習する。参考文献として、
『中小企業税制』日税研論集6号（1988）。

事業承継税制：事業主の相続時における事業承継に関して、私法上の問題と合わせて、
税法上の課題を学ぶ。参考文献として、「事業承継税制検討委員会中間報告」（平成19年
6月29日）。

産業税制：租税特別措置としての産業税制について、その経緯を学ぶ。参考文献とし
て、経済産業省編『産業税制ハンドブック』（経済産業調査会）、山内進『租税特別措置
と産業成長』（税務経理協会、1999）。

社会保障制度と税制：社会保障制度と税制との関連について学ぶ。特に年金制度と、
年金に対する課税のあり方に重点を置く。参考文献として、税制調査会『少子・高齢社
会における税制のあり方』（2003年6月17日）、『年金税制』日税研論集37号（1997）。

土地政策と税制：地価高騰期における土地税制に関する議論を学び、政策手段として
の租税特別措置の意義について考察する。参考文献として、税制調査会『土地税制のあ
り方についての答申』（1968年7月26日）、税制調査会『土地税制のあり方についての基
本答申』（1990年10月30日）、石弘光『土地税制改革』（東洋経済新報社、1991）、野口悠
紀雄『土地の経済学』（日本経済新聞社、1989）、佐藤和男『土地と課税』（日本評論社、
2005）など。

環境政策と税制：いわゆる環境税を巡る議論の現状、税制のグリーン化と呼ばれる動
き、及び産業廃棄物課税など各地方自治体が独自に行っている環境関連課税の実態につ

いて学習する。参考文献として、OECD『環境関連税制』（有斐閣、2002）、藤田香『環境税制改革の研究』（ミネルヴァ書房、2001）など。

家族制度と税制：今日における家族の変容を踏まえて、家族に関する課税上の諸問題を学ぶ。参考文献として、人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』（弘文堂、1998）。

公益法人・NPOと税制：公益法人に対する課税の経緯と、NPOに対する課税上の今日的問題を学ぶ。参考文献として、税制調査会『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方』（2005）、『非営利法人と税制』租税法研究35号（2007）。

＜教科書・教材＞

上に掲げたものの他に、全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。特に第1部においては、金子宏『租税法』を教科書として用いる。

その他、税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）又は新井益太郎監修『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい）を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：国際社会の変容とグローバル・イシュー（4単位）

担当教員：戸澤 英典

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

<目 的>

この授業の目的は、現代の国際社会で発生する様々な問題に関する情報を収集し、国際関係論の諸理論に基づく考察も応用しながら、その解決策を提示する能力を養うことにあ
る。グローバル化の進展する現代社会では、そうした国際的な問題群に対する感受性と問
題解決能力は、いわゆる国際政治や国際行政の場に直接・間接に関与する者ばかりでなく、
従来ピュアに国内政治・行政の持ち場と考えられてきたような政策領域に携わる者にとっ
ても不可欠のものとなってきている。

今年度の授業では、「多文化共生」をテーマとする。「グローバル化」が加速化する中、
世界各地において、異なる文化的出自を持つ人々が如何に社会を共に作りあげていくかが
課題となっている。長らく単一民族による「国民」像を抱いてきた日本においても、今後
ますます深刻化する少子高齢化による影響も踏まえ、他国からの人々を如何に受け容れて
いくかが問われている。他国の例も参照しながら、身近な「多文化共生」のあり方にまで
考察を深めたい。

<授業内容・方法>

履修生には、まず、基本文献の講読によって多文化主義（multi-culturalism）および共
生（conviviality）に関する理論を検討してもらう。その上で、「多文化共生」がローカル
（身近）なレベルにまで及ぼしている影響について、具体的な事例を選んで実際の調査に
あたってもらい、その成果を随時プレゼンテーションしてもらいながら、授業の場で検討
していく方式をとる。

現在のところ、とりあげる予定の個別テーマは以下の通りである。

第1部 「多文化共生」の理論と経験

- (1) 「多文化主義」に関する理論
- (2) 「共生」に関する理論
- (3) 「多文化共生」の法と政策
- (4) ヨーロッパの経験（"Unity in Diversity"）
- (5) 他地域の例

第2部 「多文化共生」の実際

- (1) 東アジアにおける「多文化共生」
- (2) 日本政府の取り組み

- (3) 地方における「多文化共生」のあり方
- (4) 将来シナリオ

＜教科書・教材＞

各回の必読文献についてはコピーを配布する。また、参考文献については授業開始時に紹介する。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告、質疑・討論への参加、期末のレポートに基づいて評価する。

＜その他＞

授業科目：経済学理論（4単位）

担当教員：鴨池 治

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目 的＞

この授業では、経済政策の基礎となるマクロ経済学（金融を含む）およびミクロ経済学を講義し、その内容を実際の政策に応用できる能力を涵養することを目的とする。授業評価シートを読むと、公務員試験を受験する受講者が多いので、過去の試験問題等を授業中あるいは宿題で解くことを要請し、経済学の試験問題を解く能力を高めることも目的とする。

＜授業内容＞

過去に経済学の授業を受講していない学生がいることを考慮して、マクロ経済学、ミクロ経済学の宿題をそれぞれ数回ずつ課す。授業は、通常の講義と試験問題の解説・解答をほぼ半々行う。主な内容は、以下の通り。

1. マクロ経済分析

国民所得・・・GDP、国民所得の概念、国民所得の決定理論、
市場均衡・・・財市場、金融市場、労働市場、
経済政策・・・財政政策、金融政策の効果
開放マクロ経済学・・・マンデル=フレミング・モデル
経済成長・・・ハロッド=ドーマー・モデル、新古典派モデル
産業連関分析

2. ミクロ経済分析

経済主体の行動・・・家計、企業、政府
市場均衡・・・効率的な生産、分配の問題、
独占市場、寡占市場
市場の失敗と政府の失敗

＜教科書＞

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶマクロ経済学』第2版、実務教育出版、2001年、本体1400円＋税。

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶミクロ経済学』第2版、実務教育出版、1998年、本体1300円＋税。

＜参考書＞

中谷 巖著『入門マクロ経済学』第4版、日本評論社、2000年、3150円。

武隈眞一著『ミクロ経済学』増補版、新世社、1999年、2850円＋税。

＜成績評価の方法＞

出席、宿題、小テスト、期末テストを総合判断して評価する。

授業科目：財政学（2単位）

担当教員：只友 景士

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

本講義では、主に三つの目的があります。第一の目的は、財政学に関する大学院レベルの財政学の基礎知識を身につけ、「財政学的な思考」を習得することである。第二の目的は、公共政策に関わる問題意識の涵養である。三つ目の目的は、財政学的思考を活かし、問題意識を持ちながら具体的な財政問題や公共政策の課題を分析する力を養成することである。

<授業内容・方法>

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮らしや私たちの社会の存立にとってどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「(財政は、) 権力体である公共部門の経済活動である」、「(財政は、) 市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。

本講義では、この多様且つ独特の側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦『財政学』を基本テキストに講義を行う。また、ケース・スタディと経済学の古典輪読を取り入れ、講義が単なる知識・理論の詰め込みに終わるのではなく、これまでの受講者の知識の統合化・再編を図りながら、問題意識の涵養と理論的・論理的思考能力の養成、発展的な知識の習得と視野を広げることをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」といった視点から眺め直してみたい。現実（現実の現代国家の編成原理）と理論（テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像）を比較し、その往復の中から現代財政学の発展的な理解を進める。

<教科書・教材>

教科書：神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣（2007年）

参 考 書

『ステイグリッツ 公共経済学』東洋経済新報社（2003年）

川本隆史編集『岩波応用倫理学講義 4 経済』岩波書店

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

アダム・スミス『国富論（全4巻）』岩波文庫（2001年）

ロナルド・ドゥウオーキン『平等と何か』木鐸社

ジョン・ロールズ著『正義論』紀伊國屋書店（1979年）
講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布する予定である。

＜成績評価の方法＞

課題レポート（75点）、平常点（25点）の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考を発展的に運用する力をつけるために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論への貢献度を重視する。

授業科目：リスク社会の科学と政策（4単位）

担当教員：坪野 吉孝

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目的＞

本講義では、科学と政策の相互関係に関する基礎的理解を深めると共に、政策評価や統計解析に行うのに必要な知識とスキルを習得することを目的とする。

＜授業内容＞

以下の3項目に関して講義・講読・実習を行う。項目ごとの比重については、受講者の関心と希望を考慮して決定する。

1) 総論

既存の政策を批判的に検証したり、新たな政策を提言したりする際には、広義の科学的方法を用いて獲得された事実認識を基礎としながら、政策の望ましい方向性についての自覚的な価値判断を踏まえて検討を行うことが必要である。

ところが、公共政策ワークショップIやリサーチペーパーの指導経験を通して感じるのだが、事実認識と価値判断との区別や、理論や仮説とデータとの関係、総じて科学と政策との相互関係について、無自覚ないしナイーブな理解しか持たないために、政策提言の論理性や妥当性が損なわれているケースが少なくない。

そこで、これらの問題に対する基礎的理解を得るための一助として、科学哲学者カール・R・ポパーの入門的講演集「よりよき世界を求めて」（小河原誠・蔭山泰之訳、未来社、1995年）から以下のエッセイを選び購読と討論を行う。

- ・「社会科学の論理」（第5章）
- ・「知による自己解放」（第10章）
- ・「寛容と知的責任」（第14章）

加えて、わが国の健康政策の分野において、科学的知見と政策との相克が問題化した具体的事例について講義を行う。以下の事例から選んで取り上げる予定である。

- ・原爆症認定訴訟における認定基準の変更
- ・小児がん検診事業の中止
- ・メタボリック症候群の概念に基づく疾病予防対策の問題点

2) プログラム評価の理論と方法

米国における政策評価の標準的な教科書の邦訳である「プログラム評価の理論と方法—システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド」（ピーター・ロッシ他著、大島巖他訳、日本評論社、2005年）の購読を行う。

特に以下の章を重点的に取り上げる。

- ・第3章 課題を同定し、評価クエスチョンを形成する
- ・第4章 プログラムに対するニーズをアセスメントする
- ・第5章 プログラム理論を明示し、アセスメントする
- ・第6章 プログラムプロセスをモニターし、アセスメントする
- ・第7章 プログラムアウトカムを測定し、モニタリングする
- ・第8章 プログラムインパクトをアセスメントする－無作為化フィールド実験法

3) 統計解析実習

PC 版統計解析プログラム JMP を用いて、基本的な多変量解析までの理論と実際を学習する。最初に、全員同一のデータを使った実習を行う。続いて、各人の関心分野のデータを使って、仮説の設定と検証からレポートの作成までを行う。PC を使って一人で統計解析を行えるスキルの習得を目指す。

次の参考書を使用する。

「すぐわかる JMP による統計解析」(内田治、松木秀明、上野真由美著、東京図書)

「すぐわかる JMP による多変量解析」(内田治、松木秀明、上野真由美著、東京図書)

<教科書>

上記の通り。

その他、必要な教材や資料をコピーし配布する。

<成績評価の方法>

成績は、出席、報告の内容、質疑・討論への参加、レポートにより評価する。

授業科目：公共法政策通論Ⅰ（４単位）

担当教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週２回

＜目 的＞

実社会において向き合わなければならないあまたの実定行政法制度を、法学部或いは大学院法学研究科に在学する学生諸君が学ぶ機会、意外と少ない。もちろん、大学においても行政法特殊講義の形で、環境法、都市法、金融法といった幾つかの限られた法制度についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、行政法の通則や行政救済法或いは行政組織法といった分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような行政法制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の実定行政法が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを現役の行政官から聞く機会、殆どないと言っている。また、現実には生じている様々な問題に対して、これらの実定行政法に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの実定行政法がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官を目指す学生諸君に対して、我が国の実定行政法制度の全体像の提示とその横断的検討を通じて、こうした実定行政法の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。

＜授業内容・方法＞…オムニバス形式の講義

本講義の対象は、我が国の実定行政法の殆ど全ての分野に及ぶ。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、資源・エネルギー法、通信・放送法、社会福祉関係法、教育・文化法、商工業関係法、中央銀行法・金融法、消費者保護法、警察関係法、防衛・安全保障法、災害関係法、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義（２年間）の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の審議官、課長クラスの幹部行政官が主力であるが、その他、退官後間もない次官、長官等も予定していて、現実の中で機能する活きた行政法制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

なお、当大学院では、このオムニバス講義の他に、環境法、都市法、金融法、社会保障法といった講義が別途開設されるため、学生諸君は、ほぼ、我が国の実定行政法制度の全体を把握することができると考えられる。

本講義は、2年間で、行政のほぼ全てにわたる分野を網羅する形で行われるが、本年度（第1年度）の予定は次の通りである。

前期 オリエンテーション授業、警察法、福祉関係法等

後期 安全保障法、廃棄物関係法、公物関係法等

（参考）第2年度

前期 オリエンテーション授業、通信放送法、金融関係法、資源エネルギー法等

後期 中小企業法、消費者法、林業・水産業法、地方自治関係法等

＜教科書・教材＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価の方法＞

年度末にレポート試験を行って評価する。

＜その他＞

平成17年度「現代行政法制の横断的検討」を受講し、単位を取得した者は受講できない。開講は、隔週土曜、3、4限である。

授業科目：政策調査の技法（2単位）

担当教員：坪野 吉孝、戸澤 英典、牧原 出、金谷 吉成

配当学年：M1年

開講学期：集中講義

＜目 的＞

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけでなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

第1に、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

第2に、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

第3に、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、4月の授業開始直後の1週間のうち、1，2，6限に授業を行うので、時間割を確認してほしい。担当教員と開講場所については、おって通知する。

＜授業内容・方法＞

授業の第1部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について概説し、加えて特にオンラインでの情報収集の実習を行う。

1. 情報検索一般——新聞記事検索、ネットを利用した検索、それ以外のレファレンス
2. 官庁がソースとなっている情報の収集について
 - (1) 図書・報告書・統計集等（白書、統計集、法令集、コンメンタール等）
 - (2) 主要官庁サイトの概観
 - (3) アイテム別の情報収集（法令、閣議決定、予算関係等）
3. 外国情報の収集
 - ・ 各国政府、国際機関のサイト
 - ・ 外国の報道機関
 - ・ 大学、シンクタンク、専門家機関等

授業の第2部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

1. 総論・エクセルの基本事項
2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
3. 相関性と因果性—二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
4. 図表を用いたプレゼンテーション

授業の第3部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法
2. 記録の保存と解釈——オーラル・ヒストリー
3. 学生によるインタビュー例の講評

なお、授業の最初に公共政策についての総論的解説を加える予定である。これについては、別途指示する。

＜教科書・教材＞

『Windows XP 対応 30時間でマスター Excel2003』実務出版株式会社
御厨貴(2007)『オーラル・ヒストリー入門』岩波書店

＜成績評価の方法＞

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：政策体系論 政策実務 A 医療政策体系論（2 単位）

担当教員：生田 長人、坪野 吉孝

配当学年：M1・2 年

開講学期：前期

週授業回数：隔週 2 回

<目 的>

この講義は、2006年に議員立法として成立し2007年度より施行された「がん対策基本法」を材料に、医学系教員と法学系教員による医学と法学からのアプローチを行うコラボレーション講義であり、がん対策というわが国の重要な医事政策と法的枠組みのあり方を立法政策論として検討しようとするものである。

本講義においては、まず、これまでのがん対策の歴史的文脈の中に同法を位置付けると共に、他分野における基本法との比較の中で同法の特徴と問題点を明らかにする。続いて、がん対策における各種の施策の中でも、医学的重要性と法的規定との乖離が特に顕著な施策として、がん患者の情報をデータベースとして登録する「がん登録」と、早期発見・治療を意図して実施される「がん検診」を取り上げて検討する。さらに、同法に基づき国と都道府県が策定する行政計画に関する評価を行った上で、最後に、本来望ましいがん対策のあり方を踏まえ、がん登録とがん検診に関する法制度の検討を行う予定である。

<授業内容・方法>

以下の事項について講義を行う予定である。

- ・ 「がん対策基本法」以前のがん対策の概略と問題点
- ・ 各種の基本法との比較にみる「がん対策基本法」の特徴
- ・ 「がん対策基本法」逐条解説
- ・ がん登録（医学的に見た重要性、法的に見た公益性と個人情報保護との関連）
- ・ がん検診（医学的に見た有用性、法的に見た公益性と実施主体及び財政措置との関連）
- ・ 国の「がん対策推進基本計画」と「都道府県がん対策推進計画」の評価
- ・ 都道府県のがん対策関連条例（鳥根・新潟・高知等）の現状と課題
- ・ 本来望ましいがん対策を踏まえた、がん登録とがん検診の法制度の検討

講義は基本的に教員二名で行うが、国立がんセンターの研究者等を招いての講義も予定している。

<教科書・教材>

各回の教材はコピーを配布する。

<成績評価の方法>

成績は、出席、報告の内容、質疑・討論への参加、レポートにより評価する。

<その他>

特になし。

授業科目：政策体系論 政策実務B 地方自治政策体系論（4単位）

担当教員：原田 賢一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

<目 的>

この授業は、我が国の地方自治をめぐるここ十数年来の動き、すなわち「第1次地方分権改革」、「市町村合併の推進」、「三位一体の改革」、「地方行財政改革の推進」、「第2次地方分権改革」及び「道州制の導入に向けた検討」を、単に地方自治を充実・強化するのみならず、国のありようを根本から改める大改革としての「地方分権の推進に向けた諸改革」と位置付け、体系的に理解することを目的とする。

<授業内容・方法>

（1）まず、上記の諸改革を取り上げる前提として、

- ① 我が国の地方自治体の組織・仕事・構造
- ② これまでの我が国における国と地方自治体との関係
のそれぞれについて、担当教員が講義を行う。

（2）次に、上記の諸改革に関して、

- ① 受講者の中からあらかじめ指定した報告者が、
 - ア 背景又は必要性
 - イ 主な経緯
 - ウ 具体的内容又は主な論点について報告を行ったうえで、
- ② 全体で、
 - ア 成果
 - イ 残された課題・問題点
 - ウ 当該課題・問題点の解決に向けての方向性などについて、①の報告者の司会進行により討論を行う。

具体的には、「第1次地方分権改革」、「市町村合併の推進」、「三位一体の改革」、「地方行財政改革の推進」、「第2次地方分権改革」及び「道州制の導入に向けた検討」の順に授業を進める予定であるが、国や地方における最新の動向を盛り込んだ内容にしたいと考えているので、内容が若干重複、前後する可能性がある。

なお、②の討論の場においては、報告者以外の受講者の積極的な発言が求められるが、そのためにはあらかじめ指示された文献を読むことが不可欠である。

（3）さらに、

- ① 市町村合併を推進するに当たっての実務上の課題である
 - ア 2004年に制度が創設された地域自治組織（地域自治区・合併特例区）を、合併後の市町村において設置すること。
 - イ 合併後の市町村において、いわゆる総合支所方式を合併前の市町村を単位とし

て採用すること。

等の是非

② 三位一体の改革の際の主な争点であった

ア 義務教育費国庫負担金の一般財源化

イ 生活保護費負担金の国庫負担率の引下げ

等の是非

などについて、受講者を適宜グループ分けし、ディベート的な討論を行う機会も設ける。

＜教科書・教材＞

(1) 特定の教科書は指定しないが、各回の授業に備えて事前に読んでくるべき文献をあらかじめ指示する。

(2) なお、(1) の文献以外の参考文献については、授業の際に適宜紹介するが、差し当たって以下のものが参考になる（順不同）。

- ① 西尾勝著『行政学（新版）』（有斐閣、2001 年）（特に第 5 章及び第 6 章）
- ② 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次著『ホーンブック地方自治』（北樹出版、2007 年）
- ③ 村松岐夫編『テキストブック地方自治』（東洋経済新報社、2006 年）
- ④ 新藤宗幸・阿部斉著『概説 日本の地方自治（第 2 版）』（東京大学出版会、2006 年）
- ⑤ 佐藤俊一著『地方自治要論（第 2 版）』（成文堂、2006 年）
- ⑥ 岡本全勝著『新 地方自治入門 ― 行政の現在と未来』（時事通信社、2003 年）
- ⑦ 金井利之著『自治制度（行政学叢書 3）』（東京大学出版会、2007 年）
- ⑧ 西尾勝著『地方分権改革（行政学叢書 5）』（東京大学出版会、2007 年）
- ⑨ 神野直彦著『財政学（改訂版）』（有斐閣、2007 年）（特に第 20 章及び第 21 章）
- ⑩ 林宏昭・橋本恭之著『入門 地方財政（第 2 版）』（中央経済社、2007 年）
- ⑪ 林宏昭著『分権社会の地方財政』（中央経済社、2007 年）
- ⑫ 小西砂千夫著『地方財政改革の政治経済学 ― 相互扶助の精神を生かした制度設計』（有斐閣、2007 年）
- ⑬ 神野直彦編著『三位一体改革と地方税財政 ― 到達点と今後の課題』（学陽書房、2006 年）
- ⑭ 田村秀著『自治体格差が国を滅ぼす』（集英社新書 0422B）（集英社、2007 年）
- ⑮ 佐々木信夫著『自治体をどう変えるか』（ちくま新書 625）（筑摩書房、2006 年）
- ⑯ 松本英昭著『要説 地方自治法（第 5 次改訂版）』（ぎょうせい、2007 年）

＜成績評価の方法＞

各回の授業における報告内容及び討論への参加状況並びに期末のレポート試験による。

＜その他＞

第 1 回の授業でガイダンスを行うので、受講希望者は必ず出席すること。

授業科目：地域社会と公共政策（地域再生システム論）（4単位）

担当教員：佐分利 応貴、原田 賢一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目的＞

地域社会が直面する問題の多くは、ただ一つの解を持つものではなく、多くの選択肢と解がありうる。その地域が置かれている状況、将来状況の認識等を踏まえ、住民が選択し得る幾つかの具体的な政策を提示するためには、透徹した状況認識能力と固定観念にとらわれない柔軟な思考能力、将来を見通す優れた判断能力等が必要である。本講義は、地域社会で重大な問題となっており、その解決が期待されているものについて、複数の視座から物事を認識し、多角的に検討し、総合的観点から判断する能力を修得することを目指して行われる。

＜授業内容・方法＞

本講義は、担当教員による講義と、複数の外部講師によるオムニバス講義であり、M1及びM2の学生全員が受講することができる。

本講義の特色は、地域社会で重要な問題となっているテーマを取り上げ、特定のテーマに関して、行政の政策担当者としての立場に立つ講師、地域の最前線でそのテーマに取り組む地域社会をリードしている講師、そのテーマに関し現行制度等に対して批判的な立場に立つ講師等による、複数方向からの講義（及びこれを受けてのディスカッション）が行われる点にある。

本講義では、対象テーマに関する現状分析と問題認識の確立、関係法制度等の理解と問題点の把握、現行政策の適切性に関するディスカッションを行うこととし、これらの講義と討論を経て、学生自身が、そのテーマに関して、深く、広角度な、本質に迫る理解を得るとともに、政策提案に関するレポートの作成等を行い、政策方向についての自らの認識を確立することを目指すものである。

平成20年度前期においては、「地域活性化」をテーマに、外部講師（宮城県知事、仙台市長、東北経済産業局長、東北経済連合会会長、河北新報論説委員、せんだい・みやぎNPOセンター代表理事等）による講義を予定（交渉中）である。

＜教科書・教材＞

授業にて資料を随時配布する。なお、参考図書は以下のとおり。

デビッド・オズボーン、テッド・ゲーブラー著『行政革命』（日本能率協会マネジメントセンター、1995年）

K.V. ヴォルフレン著『日本 / 権力構造の謎（上・下）』（早川書房、1990年）

片岡勝著『問題解決ビジネス＝地域活性化の試み＝』（財務省印刷局、2001年）

プロジェクトP L A『続・入門社会開発—P L A：住民主体の学習と行動による開発』（国際開発ジャーナル社、2000年）

アンダーセンコンサルティング チェンジマネジメントグループ著『人を変え、組織を動かす 25の鉄則』（ダイヤモンド社、1997年）

K. ブランチャード他著『1分間エンパワーメント』（ダイヤモンド社、1996年）

＜成績評価の方法＞

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

＜その他＞

外部講師の都合上、所定の開講日以外に土曜午後に開講することがある。

（但し、公法政策通論Ⅰの開講日以外の日である。）

なお、本授業は、内閣府地域再生事業推進室とも提携して行われる。

授業科目：政策評価の技法演習（2単位）

担当教員：森田 果

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

何らかの政策を実施する（した）際に、その政策に現実には効果がある（あった）のかどうかを客観的にデータに基づいて検証する作業は、非常に重要である（米国の公共政策大学院では、必修科目になっているところが多い）。この演習は、そのために必要な手法——計量経済学の手法——を習得することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

この分野の標準的なテキストである、下記の Lee による教科書を輪読形式で読み進めていく。適宜、実際のデータ（もしくは各自で収集したデータ）を使ったトレーニングも行う。その際には、各自が統計・計量経済学パッケージソフトウェアを使って実習を行うことになる。

＜教科書・教材＞

Myoung-jae Lee, "Micro-econometrics for policy, program, and treatment effects" (Oxford UP, 2005) (担当教員がコピーを配布する)

その他、必要であれば、適当な計量経済学 econometrics の教科書を参照すること。

＜成績評価の方法＞

平常点とレポートによる。

＜その他＞

この授業に必要な数学は、①微分積分の基礎、②線形代数、③基礎的な確率統計、である。それぞれについては、初回から第2回の演習で、担当教員が簡単なレクチャーを行う。

また、実際の分析には、ソフトウェア（Stata 及び R）を使用する（川内と片平の PC にインストール済）が、自分自身で使える PC を持っていた方が便利かもしれない。

その他の詳細については、担当教員のウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/>) を参照。

授業科目：租税法原論（2単位）

担当教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

授業題目：日本の税制に関する議論

授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、税制調査会答申等を題材に、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

学習の到達目標：

1. 日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2. 租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

<授業内容・方法>

以下の資料等を取り上げる。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）

「事業承継税制検討委員会中間報告」（平成19年6月29日）

環境省「環境税の具体案」（平成17年10月25日）

「ふるさと納税研究会報告書」（平成19年10月5日）

<教科書・教材>

教材としては、上記の資料等を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

<成績評価の方法>

成績評価方法：レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

<その他>

授業科目：実務労働法Ⅰ（２単位）

担当教員：水町 勇一郎

配当学年：M１・２年

開講学期：集中講義

<目 的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・労働法総論
 - 1 労働法とは何か？－労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
 - 2 労働法上の「労働者」
 - 3 労働法上の「使用者」
 - 4 労働法規・労働契約
 - 5 労働協約
 - 6 就業規則
- ・雇用関係法
 - 7 労働憲章－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 差別禁止－労基法３条・４条、雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
 - 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用、労働条件明示
 - 10 賃金
 - 11 労働時間
 - 12 休暇・休業
 - 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事－昇進・降格、配転、出向・転籍、退職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。また参考となる教科書として、水町勇一郎『労働法〔第２版〕』（有斐閣）を薦める。

< **成績評価の方法** >

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。
評点の配分は議論 2 割、試験 8 割を目処とする。

< **その他** >

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）

担当教員：原 昌登

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨン、企業秩序・懲戒1
 - 2 企業秩序・懲戒2
 - 3 労働関係の終了1—解雇
 - 4 労働関係の終了2—辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉
 - 6 団体行動
 - 7 不当労働行為
- ・労働法の新領域
 - 8 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 9 知的財産と労働関係—企業秘密、競業避止など
 - 10 労働市場と法規制—人材ビジネス業の規制、雇用政策など
 - 11 労働紛争の処理
- ・総合的考察
 - 12 労働条件の変更
 - 13 企業組織再編と労働関係
 - 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第 2 版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第 2 版〕』（有斐閣）を用いる。

<成績評価の方法>

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。

評点の配分は議論 2 割、試験 8 割を目処とする。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：社会保障法（2単位）

担当教員：嵩 さやか

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題を中心的に取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

＜授業内容・方法＞

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題をトピック的に取り上げる。

2. 教育方法

制度の概要については、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましいが、必ずしも必須ではなく、講義を聴けば理解できるように解説するつもりである。

他方で、法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）に掲載されている裁判例や論文）を予習してきたことを前提に授業を進める。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2回 医療1－公的医療制度の概要

第3回 医療2－公的医療制度をめぐる法律問題

第4回 年金1－年金制度の概要

第5回 年金2－年金制度をめぐる法律問題①

第6回 年金3－年金制度をめぐる法律問題②

第7回 労災保険－労災保険の概要と法律問題

第8回 社会福祉1－社会福祉制度の概要

第9回 社会福祉2－社会福祉制度をめぐる法律問題①

第10回 社会福祉3－社会福祉制度をめぐる法律問題②

第11回 生活保護1－生活保護制度の概要

第12回 生活保護2－生活保護制度をめぐる法律問題

第13回 憲法と社会保障

第14回 外国人と社会保障

＜教科書・教材＞

- ・西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）の中の指定した資料（コピー配布）
- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008年出版予定）

＜参考書＞

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）

＜成績評価の方法＞

平常点（2割）および期末の筆記試験（8割）により評価する。欠席回数が著しく多い場合には、期末試験の受験資格を喪失する可能性があるので注意すること。

授業科目：経済法実務（2単位）

担当教員：滝澤 紗矢子、鈴木 孝之

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

経済法理論の既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

＜授業内容・方法＞

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。授業の進度に応じて審決・判例等の原資料を読解し、また具体的な事例研究を行う。実務経験豊富な教員と協同担当することによって、問題となる具体的実務的論点について、現実に応えることに対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。

2 方法

前半は講義、後半は受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

（1）独禁法違反要件の応用

- ① 不公正な取引方法・不当な取引制限・私的独占の復習及び事例研究
- ② 事業者団体規制
- ③ 企業結合規制
- ④ 例外的な違反類型
- ⑤ 応用的諸問題1（知的財産権、事業法規制との交錯等）
- ⑥ 応用的諸問題2（主張立証責任等）

（2）独禁法のエンフォースメント

- ① 公正取引委員会
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

＜教科書＞

白石忠志『独禁法講義（第3版）』（有斐閣）要購入

＜教 材＞

白石忠志『独禁法基本法令』（商事法務）要購入

金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法』（弘文堂）

公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース (<http://snk.jftc.go.jp>)

＜参考書＞

白石忠志著『独占禁止法』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著『独占禁止法（第2版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法』（有斐閣）

＜成績評価の方法＞

期末に行う筆記試験による。出席点・授業に対する貢献度を±5%の範囲で参酌する。

＜その他＞

受講希望者は、前期の経済法理論を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法理論（2単位）

担当教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

我が国における競争政策と法規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的知識と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて審決・判決等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語による討論能力を養成することも目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連審決・判例等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は講義が中心となる。後半以降は具体的事案について受講者と質疑応答を行なう。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

（1）弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 不正手段
- ④ 正当化理由

（2）各違反類型

- ① 不公正な取引方法
- ② 不当な取引制限
- ③ 私的独占

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第3版）』（有斐閣）要購入

<教 材>

白石忠志『独禁法基本法令』（商事法務）要購入

公正取引委員会事務局編「独占禁止法関係法令集」（公正取引協会）

公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース (<http://snk.jftc.go.jp>)

＜参考書＞

白石忠志著『独占禁止法』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著『独占禁止法（第2版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法』（有斐閣）

＜成績評価の方法＞

期末に行う筆記試験による。

＜その他＞

後期の「経済法実務」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：環境法Ⅰ（２単位）

担当教員：苦瀬 雅仁

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：１回

＜目 的＞

この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対処するための法制度について、公害問題の発生以来の発生した公害に対する対応・被害者救済等の問題から、予防的、計画的に環境全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に至る知識を習得する。

また、環境問題は地球規模の課題となっており、国際的な状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である気候変動枠組条約及び京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。

＜授業内容・方法＞

1. 内容

以下のような内容について授業を行う。

- (1) 環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像の概観。
- (2) 環境法の生成発展を導く理念・原則、環境基本法の理解を通じた環境法分野の基本的な考え方と構造の理解。
- (3) 内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する法政策及び個別法についての基礎的な理解。(各分野の近年の環境法諸法令の内容に即して必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における各法政策の位置付けについても、理解を深める。)

2. 方法

基本的には講義方式による。

コメントシート等を用いて受講者との対話も図ることとする。

また、受講者自らが考えをまとめ表現する力を養う一助とするために、講義期間内に小レポートの提出の機会を作ることとする。

環境法は膨大な分野を対象とするものであるため、半年間の講義のみでその全体像を十分に理解することは困難である。このため、全体像の理解のためには講義で取り扱うテーマについての受講者自身が授業で取り上げるテーマに関して事前または事後に不足を補う自習することが必要となる。

自習の参考となる教材や方法等の情報は授業において必要に応じて補足する。

3. 予定

概ねの予定は以下のとおりであるが、講義時点での環境法の最新の動向が習得できるよう講義開始時点で改めて具体的な授業内容及び予定を示すこととする。

1. 環境法の全体像等

- (1) 環境法とは
- (2) 環境問題（汚染、被害、紛争の発生とそれらへの対応、解決）及び環境法の歴史
- (3) 環境政策手法の多様化

2. 環境法の基本構造等

- (1) 環境法の基本構造（環境基本法・環境基本計画）
- (2) 環境法の理念・原則（持続可能な開発、汚染者負担の原則、予防的アプローチなど）

3. 各分野の環境法

横割りの及び縦割りの各分野の環境問題に関する法政策、個別法についての理解
（環境影響評価法、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の公害規制法、土壌汚染対策法、循環型社会形成推進基本法・廃棄物処理法、自然環境保全法、地球温暖化対策推進法など）

<教科書・教材>

講義の進捗に応じて、講義資料（レジュメ及び参考資料）を作成・配付する。

重要参考図書として、次の2点を指定する。

- ・『環境法第2版』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。（本授業においても教科書に準ずるもの。）
- ・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要と考えている。

その他の参考書類は以下のほか講義において必要に応じ追加紹介することがある。

ケースブック環境法（大塚直、北村喜宣編）、環境白書平成19年版

第三次環境基本計画、21世紀環境立国戦略

環境省ホームページ、安井至先生ホームページ

<成績評価の方法>

期末の筆記試験の成績を主たる要素として評価する。これに加え、コメントシート等による講義への参加度、小レポートの評価も考慮することがある。

<その他>

- ・本講義は、法科大学院と合同である。

授業科目：環境法Ⅱ（2単位）

担当教員：大塚 直

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

＜目 的＞

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則と、個々の環境法の諸問題との連関

公害問題から環境問題へ

経済的手法・拡大生産者責任

地球温暖化など

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第2版）（有斐閣,2006）を通読の上、参加すること。

＜教科書・教材＞

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト171号）

大塚直・環境法（第2版）（有斐閣，2006）

大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック（有斐閣・2006）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社，2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社，2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社，2007）

など

環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

＜成績評価の方法＞

期末試験またはレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験またはレポート60%、平常点40%）。

授業科目：トランスナショナル情報法（2単位）

担当教員：芹澤 英明、早川 眞一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目 的＞

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

＜授業内容・方法＞

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

第1部 トランスナショナル情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

第2部 トランスナショナル情報法の課題

11. 裁判管轄及び準拠法選択
12. 契約による法廷地・準拠法選択
13. オンライン紛争解決手続

14. 情報法における国際協調

15. 情報法の理論 : 最終レポート課題の提出

＜教科書・教材＞

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第3版 有斐閣2004）

インターネット教材(ケースブック芹澤担当部分) <http://www.law.tohoku.ac.jp/~erizawa/>

＜成績評価の方法＞

各回の対話・討論の内容および期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績によって評価する。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

担当教員：辻村 みよ子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（とくに社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、政策担当者や法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティブ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント

- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ

＜教科書・教材＞

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

＜参考書＞

辻村みよ子著『ジェンダーと人権』日本評論社(2008年)

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題
諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』(明石書店)ほか(適宜
紹介する)。

＜成績評価の方法＞

レポートに日頃の議論や報告を加味して評価する。

＜その他＞

公共政策大学院と法科大学院との併設とする。

授業科目：現代政治分析Ⅰ（2単位）

担当教員：川人 貞史

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

このゼミの基本的な目標は、政治学の実証研究を講読しながら、政治学的研究・分析の仕方について学ぶことである。

＜学習の到達目標＞

現代政治学の理論的関心、実証的方法に注意しながら、最近の政治学の研究を購読することにより、自ら、そうした研究を行うための基礎的能力を身につける。

＜授業内容・方法＞

演習では、指定された研究論文を、順次取り上げ、各回、報告者に30～40分程度の報告を行ってもらい、その後、報告者が司会者となり、参加者全員で報告にもとづく討論を行う。参加者は、あらかじめ、テキストにおける論点や疑問点を提出しておき、司会者が問題点を整理して討論を進める。

＜教科書・教材＞

開講時に紹介し、新規に購入可能なもの以外は、コピーを配布する予定である。

参考書については追って指示する。

＜成績評価の方法＞

口頭レポート、出席、質問カード提出、演習における発言等の平常点。

授業科目：比較政治学Ⅰ（2単位）

担当教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

授業題目：ヨーロッパ社会モデルに関する考察

リスボン条約の締結に伴って欧州統合が新たな段階を迎えようとしている現在、ヨーロッパでは市場原理を越える社会モデルはあり得るのかが再び大きな焦点として浮上しつつある。このヨーロッパ「固有」の試みは、グローバル化に対するアメリカ型回答へのオルタナティブとして、日本を含むヨーロッパ域外の諸国に大きな示唆を与えることになる。この授業では、最新の文献をもとに、ヨーロッパ・レベルでの社会政策の展開可能性とその限界について考察を加えたいと考える。

1. 社会科学的概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
2. 単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行い、以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

1. エバース／ラヴィル編『欧州サードセクター』日本経済評論社・2007年
2. Anthony Giddens et al. eds., Global Europe, Social Europe, Polity, 2007

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

<教科書・教材>

使用テキストは上に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この授業は研究大学院との合同で行う。同じく前期開講予定の「比較政治学Ⅱ」とは内容的に独立しており、どちらか一方の授業のみを履修することが可能である。

授業科目：比較政治学Ⅱ（2単位）

担当教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

授業題目：米国による民主化の促進と反アメリカニズム

米国の対外政策の根幹を成すものとして、民主化支援は近年飛躍的に重要性を増しつつあり、かつその国際的影響も無視し得ない状況となっている。この授業では、最新の英語文献を講読しながら、米国の直接的影響力が及ぶ地域として、特にラテンアメリカにおける米国及びOASの民主化支援政策について検討を加え、そのことが米国に対する国際的な評価、端的には反アメリカ指向とどのように連動しているかを考察したいと考える。

学習の到達目標は次の通りである。

1. 社会科学的概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
2. 単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

＜授業内容・方法＞

授業はいわゆる演習形式に沿って行い、以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

1. Katzenstein and Keohane, eds., Anti-Americanisms in World Politics, Cornell University Press, 2007.
2. Legler, Lean and Boniface, eds., Promoting Democracy in the Americas, Johns Hopkins University Press, 2007.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

＜教科書・教材＞

使用テキストは上に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

＜成績評価の方法＞

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

＜その他＞

この授業は研究大学院との合同で行う。同じく前期開講予定の「比較政治学Ⅰ」とは内容的に独立しており、どちらか一方の授業のみを履修することが可能である。

授業科目：ヨーロッパ政治史（4単位）

担当教員：平田 武

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

この授業は、英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

「国家形成と政治発展」

アメリカの連邦レベルにおける国家形成の過程、19世紀後半のドイツとイタリアという遅れた国家統合の事例におけるデモクラシーと連邦制・集権国家形成の関係、20世紀末の東中欧新興デモクラシー諸国における国家機構の肥大と有効性の問題など、国家形成の様々な側面に焦点を当てた文献を購読することを通して、国家形成と政治発展について考察する。取り上げる教材は以下の通りである。

Karen Orren and Stephen Skowronek, *The Search for American Political Development*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004.

Daniel Ziblatt, *Structuring the State: The Formation of Italy and Germany and the Puzzle of Federalism*, Princeton: Princeton University Press, 2006.

Conor O'Dwyer, *Runaway State-Building: Patronage Politics and Democratic Development*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2006.

演習は、毎回1～2章について章毎の担当者がレジュメ（B4二枚～三枚程度）を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、数回の報告を担当してもらうことになる。

＜教科書・教材＞

教材はこちらで用意する。参考文献は、演習の中で適宜指示する。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

＜その他＞

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部・研究大学院と合併。

授業科目：西洋政治思想史（4単位）

担当教員：柳父 圀近

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：1回

<目的>

授業題目：近代の西洋政治思想史を考える

第1部、近代：社会契約論をめぐって、

第2部、20世紀：ウェーバーとトレルチをめぐって

1. 前期は、近代論として、「社会契約論」をめぐる諸問題をとりあげる。「社会契約論」によって国家を考える考え方はすでにヨーロッパ古代にも存在した。しかしよく知られているように、「社会契約論」が重要な意味を持ったのは、とくに「西ヨーロッパ」近代の市民社会の政治理論としてだった。ただし西ヨーロッパでもその後種々の立場からの社会契約批判が生じ、西ヨーロッパ以外の西洋諸国ではとくに社会契約論批判に立つ国家論がしばしば有力となった。むしろ、ようやくロールズの「正義論」以降、ふたたび社会契約論的思惟の「意味」が再評価されている。前期は、近代西欧の契約論を考えるとともに、西洋政治思想史においてなぜ「契約」というコンセプトが繰り返し登場するのか、また、なぜそれへの批判も繰り返し登場するのか、そのことの思想的・政治理論史的な「意味」をも検討する。
2. 後期は、1. を踏まえて20世紀西洋政治思想論として、M・ウェーバー、E・トレルチ、P・ティリッヒの思想史研究の意味を考える。

<達成目標>

上記（2）についての知見を深めることと、またこれを通じて、「近代日本思想史の場合」についても考える手掛かりを探してみたい。

<授業内容・方法>

上記（2）に関する諸文献を、順次精読し、討議して理解を深める。

毎回、とりあげる文献の内容につきあらかじめ報告者と司会者を決めておき、報告者が報告し、司会者を中心に論ずべき点を全員で整理したうえで、あらためて全員で議論を深める。

<教科書・教材>

1. では John Rawls, Lectures on the History of Moral Philosophy (Harvard U. Press, 2000)、『福田歓一著作集』（岩波書店）などから教材を選ぶ。
2. では準備中の拙著の拙稿「『魔術の園』と『20世紀の神話』の間で」その他を検討する。

＜成績評価の方法＞

ゼミでの平常点（担当部分の報告など）と、終了時のレポートによる。